

住居表示実施区域の皆様へ

令和8年1月26日（月曜日）から住所の表し方が変わります。

住所を分かりやすくするために、田上町及び五ヶ別府町の各一部に住居表示を実施しました。令和8年1月26日以降は、新しい住所を使用することになりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

1. 新しい住所等の表し方

① 住居表示（住所）

【変更前】

田上町及び五ヶ別府町 ○○○○番地○



【変更後】

西陵八丁目 ○○番 ○○号

※新しい住居表示（住所）は、「新しい住居表示について（お知らせ）」にて、各世帯に通知済みです。

※住民票、免許証等に（ ）書きでアパート、マンション名、部屋番号などが「方書」として記載されている場合は、新しい住居表示に「方書」部分を付けて、「西陵八丁目○○番○○号（△△マンション△△△号室）」という表示が新しい住所となります。

② 本籍の表示、登記簿（不動産）の表示

【変更前】

田上町及び五ヶ別府町 ○○○○番地○



【変更後】

西陵八丁目 ○○○○番地○

※本籍が変更になる方は、市民課より「本籍の変更について（お知らせ）」が届きます。

※不動産登記簿の表題部（土地、建物の表示）の変更については、市役所が法務局に書き換えを依頼します。

※所有権、抵当権等の住所は、本人の申請がなければ変わりません。

2. 住所変更の手続きについて

① 手続きの必要がないもの

市役所で管理している、住民票、戸籍簿、印鑑登録簿、固定資産台帳、選挙人名簿などは、市役所で必要な部分の書き換えを行います。

既に交付されているマイナンバーカード、国民健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、敬老パスなどの住所の欄については、市役所の窓口で書き換えを行いますので、市役所においでの際に各窓口までご持参ください。なお、国民健康保険の資格情報のお知らせは、住所の記載がありませんのでご持参不要です。後期高齢者医療資格確認書は、ご自身で裏面に新しい住所をご記入ください。

② 手続きが必要なもの

ご本人が住所変更の手続きを行っていただくものについては、裏面の別表を参照してください。

住所の変更手続きには、同封されている「**住居表示変更証明**」をご利用ください。枚数が不足する場合は、土地利用調整課住居表示係（216-1384）までご連絡ください。無料で発行します。

3. 郵便について

令和8年1月26日以降は、新しい住所を使用してください。当分の間、旧住所でも配達されます。

住居表示実施により、郵便番号も以下のとおり変更になります。

【新しい郵便番号】 〒890-0032（西陵八丁目）

《ご本人が住所変更の手続きをしていただく主なもの》

住所変更を要するもの	手続き内容	手続き先	手続き期限	摘 要
 自動車運転免許証	住所及び 本籍の 変更	交通安全教育センター ☎266-0111 警察署（ 交番・駐在所では受け付けて おりません。 ）	1/26 以降 なるべく早い 機会に	①運転免許証 ②住居表示変更証明 ③本籍の変更について〔本籍を変更する方のみ〕 ※「本籍の変更について（お知らせ）」 は1月26日以降に、市民課より本籍が 変更になる筆頭者のみに送付します。
 自動車検査証 （車検のある自動二輪 を含む）	住所及び 使用本拠 の変更	鹿児島運輸支局 登録手続案内 ☎050-5540-2089 軽自動車検査協会 鹿児島事務所 ☎050-3816-1761	次回車検時 又は 必要が生じた とき	①申請書（窓口記入） ②住居表示変更証明 ③自動車検査証 ※詳細は鹿児島運輸支局、又は軽自動車 検査協会にご確認ください。
 預貯金通帳	住所変更	各金融機関	1/26 以降 なるべく早い 機会に	変更証明が必要でない場合があります。 各金融機関に手続きに必要なものをご 確認ください。
 企業年金 （受給者の場合）	住所変更	企業年金 の各窓口へ	1/26 以降 なるべく早い 機会に	変更証明が必要でない場合があります。 各企業年金に手続きに必要なものをご 確認ください。厚生年金・国民年金・共 済年金は手続きの必要はありません。
 生命保険 火災保険 クレジットカード	住所変更	各保険会社 各クレジット会社	1/26 以降 なるべく早い 機会に	変更証明が必要でない場合があります。 各会社に手続きに必要なものをご確認 ください。
 電気、ガス 電話	住所変更	各契約先	—————	各契約先に手続きに必要なものをご確 認ください。
各種免許・許認可証	住所変更	発行元の行政機関	必要が生じた とき	発行元の行政機関等に手続きに必要な ものをご確認ください。
 商業登記簿 法人登記簿 登記関係手続きを 司法書士等に依頼さ れた場合は別途報酬 が必要となります。 ご注意ください。	会社の本店、支店の 所在地 及び 役員の住所 変更	鹿児島地方法務局 法人登記部門 ☎219-2100	1/26 以降 2 週間以内	①変更登記申請書 ②住居表示変更証明 ③印鑑（代表取締役の法務局登録印） ④委任状（代理人による場合） （住居表示に伴う住所の変更は、上記②の住 居表示変更証明の添付で登録免許税免除）
 不動産登記簿	不動産の所 有者及び 抵当権者の 住所変更	鹿児島地方法務局 不動産登記部門 ☎219-2100	売買、譲渡、抵 当権設定など必 要が生じたとき （2年以内）	①登記申請書 ②住居表示変更証明 ③印鑑（認印でも可） ④委任状（代理人による場合） （住居表示に伴う住所の変更は、上記②の住 居表示変更証明の添付で登録免許税免除）

※水道契約の住所変更につきましては、市水道局に連絡は不要ですが、その他は各契約先に連絡
が必要です。株式会社上野城は上野城水道事業部（☎281-6100）に連絡が必要です。

鹿児島市役所 土地利用調整課 住居表示係（市役所東別館 8 階）

《直通》099-216-1384 《市役所代表》099-224-1111 内線 3445、3446

※「本籍の変更について（お知らせ）」につきましては、市民課戸籍係《直通》099-216-1220 までお尋ねください。

※住所の「方書」の修正及び削除等の手続きにつきましては、市民課窓口第一係《直通》099-216-1221 までお尋ねください。